

IV 市町村児童虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会の整備状況

1 市町村児童虐待防止ネットワーク

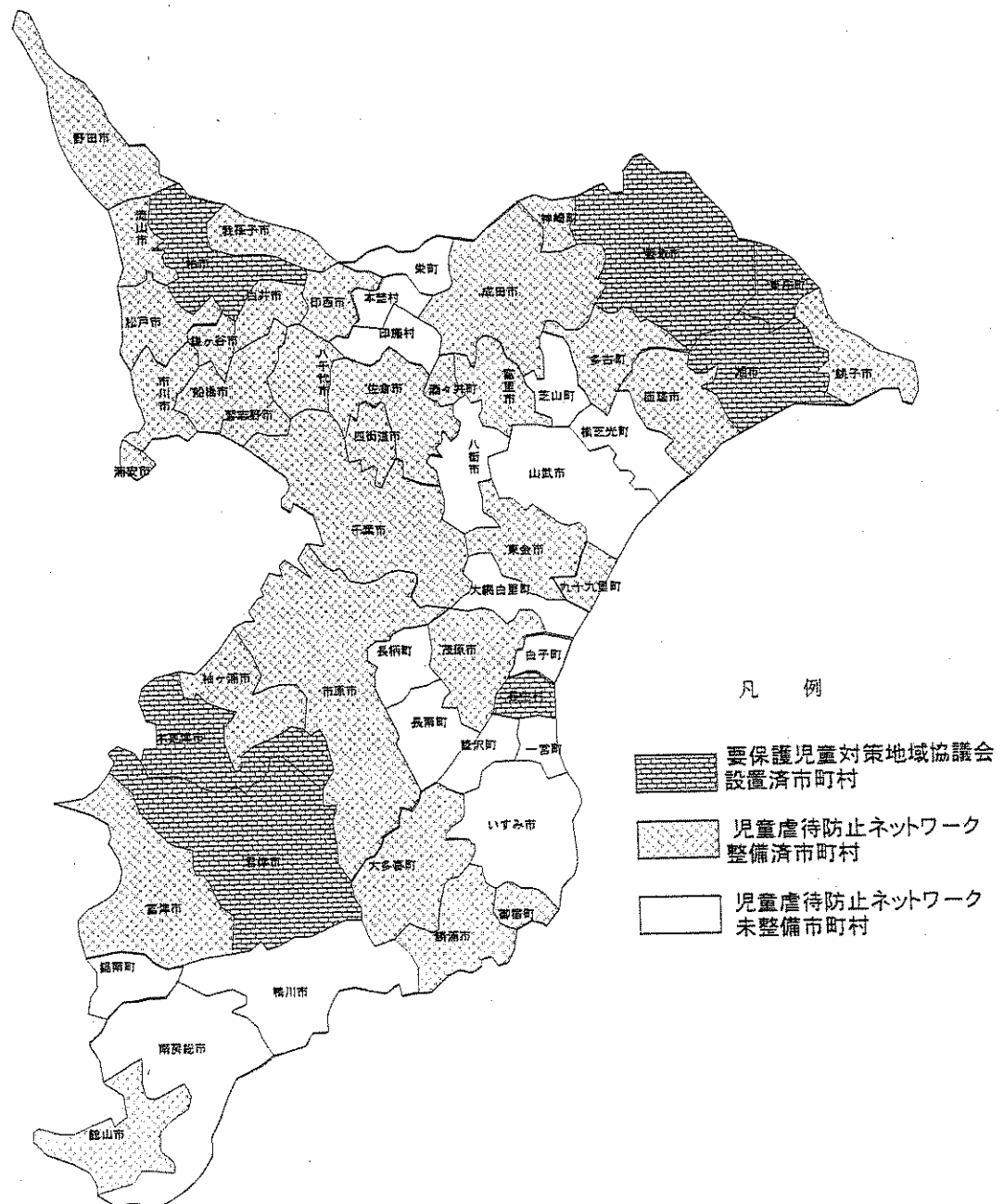
児童虐待の防止等を目的として、市町村を中心に、児童相談所、警察、学校、保育所、幼稚園、民生・児童委員等市町村域の関係機関・団体等が構成するネットワークのことである。

2 要保護児童対策地域協議会

改正児童福祉法第25条の規定により、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の適切な保護を目的として設置される法定の協議会のことである。県では、「市町村児童虐待防止ネットワークからの移行を含め、全市町村での設置を目指している。

(参考) 整備状況 (千葉県を除く。平成18年4月1日現在)

市町村児童虐待防止ネットワーク 38市町村 (18年度中に全市町村で設置予定)
 うち、要保護児童対策地域協議会 7市町村 (18年度中に19市町村で設置予定)



市町村児童虐待防止ネットワーク整備状況（平成18年4月1日）

（千葉市を除く55市町村）

管轄児相	市町村名	児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会	
中央	本所	成田市	要綱無・設置済	
		佐倉市	平成15年5月1日	
		習志野市	平成13年10月1日	
		市原市	平成16年1月29日	平成18年度
		八千代市	平成14年5月1日	平成18年10月1日
		四街道市	平成17年6月1日	平成18年度
		八街市	平成18年度	
		印西市	平成18年3月1日	
		白井市	平成14年7月11日	平成18年7月
		富里市	平成17年4月1日	
		酒々井町	平成18年3月1日	
		印旛村	平成18年度	
		本埜村	平成18年6月	
		栄町	平成18年4月	
		支所	茂原市	平成17年7月1日
	東金市		平成14年4月1日	
	勝浦市		平成17年9月9日	
	いすみ市		平成18年度	
	大網白里町			平成18年度
	九十九里町		平成18年4月1日	
	山武市			18年度
	横芝光町			合併後(18年度)
	芝山町			平成18年度
	一宮町		平成18年度	
	睦沢町			平成18年度
	長生村			平成18年3月27日
	白子町		平成18年度	平成19年度
	長柄町		平成18年度	
	長南町			平成18年度
	大多喜町		平成18年3月1日	
	御宿町		平成17年7月1日	
	市川		市川市	平成11年10月7日
		船橋市	平成13年度7月27日	
鎌ヶ谷市		平成16年10月28日	平成18年度	
浦安市		平成16年4月1日	平成18年度	
柏	松戸市	平成14年6月25日		
	野田市	平成13年5月11日	平成18年度	
	柏市	平成13年12月20日	平成18年4月1日	
	流山市	平成13年12月18日		
	我孫子市	平成15年2月19日	平成18年7月	
銚子	銚子市	平成17年4月5日		
	香取市		平成18年3月27日	
	匝瑳市	平成18年1月23日		
	旭市		平成18年2月1日	
	神崎町	平成17年9月6日		
	多古町	平成18年3月20日		
	東庄町		平成17年11月7日	
君津	館山市	平成18年2月1日		
	木更津市	平成13年5月23日	平成18年3月15日	
	鴨川市		平成18年度	
	君津市	平成13年7月10日	平成18年4月1日	
	富津市	平成13年6月18日		
	袖ヶ浦市	平成13年4月1日	平成19年4月1日	
	南房総市		平成18年5月	
	鋸南町		平成18年度	

※児童虐待防止ネットワーク設置済 38市町村 うち要保護児童対策地域協議会 7市町村

※平成18年度中に全市町村設置済み うち要保護児童対策地域協議会 19市町村

V 地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の充実

1 小域福祉フォーラム・地域子育て会議

(1) 小域福祉フォーラム

小域福祉圏（小・中学校区）において、従来の地域福祉の担い手と新たな担い手等が協働して、地域における福祉等のあり方・取組方を考えていく組織のこと。

(2) 地域子育て会議

子育て地域力強化モデル事業において、社会福祉法人、住民活動団体、NPO、地域の子育てサークル・支援者等で構成された、地域における子育ての取組を実施する組織。

(3) 子育て地域力強化モデル事業

県では、市著損を含めた地域の多様な子育て支援者・団体等が参画する、子育て支援のための地域力強化の取組で、地区集会所や学校の余裕教室、商店街の空き店舗等を利用するなどして行う、他の市町村となる事業を支援している。

・4市5か所で事業を実施（平成18年3月31日現在）

この事業を契機として、千葉県次世代育成支援行動計画の基本理念である、「子どもを地域の宝として、全ての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える」という考え方を普及するとともに、全市町村において地域力強化の取組が実施されることを目指している。

2 地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に育児支援を行う拠点として、育児不安等についての相談指導、一時保育等の地域の需要に応じた保育サービスの実施、子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援、地域の保育資源の情報提供等を実施している。

・地域子育て支援センター（県単独事業のなのはな子育て応援事業を含む。）47市町村231か所で実施（平成18年3月31日現在。千葉市船橋市を除く。）

3 つどいの広場

主に乳幼児（0～3歳）を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用した育児相談などを行う場。つどいの広場では、①子育て親子の交流、集いの場を提供。②子育てアドバイザーが、子育て・悩み相談に応じる。③地域の子育て関連情報を、集まってきた親子に提供。④子育て及び子育て支援に冠する講習を実施。等の事業を行う。

・千葉県内（千葉市を除く）、10市16か所で実施。（平成17年12月19日現在。）

4 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かる。

千葉県内（千葉市を除く）、4市2施設において、実施。（17年度）

5 児童家庭支援センター

(1) 施設の概要

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調査その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。(児童福祉法第44条の2)

(2) 設置要件

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置。

(3) 実施施設・・・2施設(いずれも児童養護施設に附置)

①ファミリーセンター・ヴィオラ(木更津市 H16年度～、「野の花の家」に附置)

②こやま家庭支援センター(大原町 H17年度～、「子山ホーム」に附置)

※その他、千葉市所管の1施設あり。(子ども未来サポートセンターほうゆう(千葉市 H15年度～、児童養護施設「ほうゆうキッズホーム」に附置)

(4) 実施状況(関東近県)

(平成18年2月1日現在)

	児童家庭支援センター			
	設置済	H17	H18	H19以降
千葉県	1	1	-	-
茨城県	1	1	-	-
栃木県	-	-	-	-
群馬県	2	-	-	-
埼玉県	2	-	-	1
東京都	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-
静岡県	-	1	-	-
全国	50	8	7	3

(注) 厚生労働省主催の全国児童福祉主管課長会議資料(平成18年3月3日)より抜粋

VI-1 社会的養護体制の確立

1 基礎データ

○要保護児童数等の推移

(単位:人・%)

	乳児院 A	児童養護 施設B	里親				児童数 小計 D (A+B+C)	要保護児 童に占め る里親委 託の割合 C/D	児童自 立支援 施設 E	児童数 総計 D+E	
			登録 里親数	受託 里親数	委託率	委託 児童数 C					平均 委託 児童数
13年度	43	627	312	62	19.9%	82	1.32	752	10.9%	43	795
14年度	39	647	188	68	36.2%	87	1.28	773	11.3%	38	811
15年度	43	665	210	85	40.5%	114	1.34	822	13.9%	33	855
16年度	45	690	216	83	38.4%	117	1.41	852	13.7%	46	898
17年度	48	700	229	85	37.1%	120	1.41	868	13.8%	46	914

(注)千葉県において措置した児童を除く。乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設は、各年度3月1日現在の入所児童数。里親は、各年度3月31日現在。ただし、17年度は3月1日現在。

○児童福祉施設の入所者数及び入所率

(単位:人・%)

	乳児院			児童養護施設			児童自立支援施設		
	定員	入所 児童数	入所率	定員	入所 児童数	入所率	定員	入所 児童数	入所率
13年度	50	48	96.0%	810	765	94.4%	80	46	57.5%
14年度	50	44	88.0%	850	798	93.9%	80	41	51.3%
15年度	50	44	88.0%	850	807	94.9%	80	39	48.8%
16年度	50	46	92.0%	850	818	96.2%	70	53	75.7%
17年度	50	48	96.0%	856	822	96.0%	70	55	78.6%

(注)乳児院は、県所管の2施設の数値で、各年度3月1日現在。

児童養護施設は、県所管の14施設(14年度までは13施設)についての数値で、各年度3月1日現在。

児童自立支援施設は、各年度3月1日現在。

○乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設の入所率(関東近県)

(単位:人・%)

	乳児院				児童養護施設				情緒障害児短期治療施設			
	施設数	定員	在所者	入所率	施設数	定員	在所者	入所率	施設数	定員	在所者	入所率
千葉県	2	50	37	74.0%	14	850	801	94.2%	-	-	-	-
茨城県	2	79	72	91.1%	14	807	710	88.0%	1	50	13	26.0%
栃木県	2	89	69	77.5%	10	640	477	74.5%	-	-	-	-
群馬県	2	35	32	91.4%	6	384	366	95.3%	-	-	-	-
埼玉県	4	185	167	90.3%	17	1,286	1,252	97.4%	-	-	-	-
東京都	10	567	402	70.9%	52	2,768	2,679	96.8%	-	-	-	-
神奈川県	3	85	84	98.8%	17	1,209	1,111	91.9%	-	-	-	-
静岡県	4	90	85	94.4%	12	718	660	91.9%	1	50	45	90.0%
全国	117	3,672	2,938	80.0%	556	33,485	30,597	91.4%	25	1,209	910	75.3%

(注)施設数及び定員は、社会福祉施設等調査報告。平成16年10月1日現在。H18.3.3全国児童福祉主管課長会議資料より抜粋。

情緒障害児短期治療施設については、平成17年度は27施設

【都道府県・政令市設置11施設、法人設置16施設】、関東では茨城県、横浜市のみ。

○児童養護施設定員状況(関東近県)

(単位:人)

	都道府県全体				都道府県分				政令市分			
	施設数	定員	人口 (1,000 人)	定員一 人当 たりの 人口	施設数	定員	人口 (1,000 人)	定員一 人当 たりの 人口	施設数	定員	人口 (1,000 人)	定員一 人当 たりの 人口
千葉県	16	930	6,056	6.512	14	850	5,132	6,038	2	80	924	11,550
茨城県	14	807	2,975	3,686	14	807	2,975	3,686				
栃木県	10	640	2,016	3,150	10	640	2,016	3,150				
群馬県	6	384	2,024	5,271	6	384	2,024	5,271				
埼玉県	18	1,336	7,054	5,280	17	1,286	5,877	4,570	1	50	1,176	23,520
東京都	52	2,768	12,571	4,542	52	2,768	12,571	4,542				
神奈川県	25	1,710	8,791	5,141	17	1,209	3,885	3,213	8	501	4,906	9,792
全国	556	33,485	127,757	3,815	479	28,258			77	5,227		

(注)施設数及び定員は、社会福祉施設等調査報告。平成16年10月1日現在。H18.3.3全国児童福祉主管課長会議資料より抜粋。

2 事業間比較・官と民の比較

○里親型ファミリーグループホーム、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームへの公的支援

(単位:千円)

	児童一人 当たり 年間経費	内訳
里親型ファミリーグループホーム	1,400	国庫措置費1,043千円,県単措置費51千円,県単補助306千円の計 ※措置費は、17年度実績。補助金は、17年度基準額。
地域小規模児童養護施設	3,385	小学生・中学生・高校生各2名への措置費の計/6 ※措置費は、17年度の単価
自立援助ホーム	1,158	国庫補助金865千円,県単補助金293千円の計 ※国庫補助金は、17年度の基準額。県単補助金は、基準額(18年度新規)

○16年度における県立施設と民間施設との経費比較

(単位:千円、人)

区 分	計	定員	事業費	入所児童数 (年間)		一人当たり 事業費		うち一人当たり 人件費	
				うち 人件費	うち一人当たり 人件費	県立は民間の 1.60倍	県立は民間の 1.73倍		
乳児院	県立	30	251,285	224,335	262	959	856	県立は民間の 1.73倍	
	民間A	20	127,658	105,355	213	599	495	県立は民間の 1.81倍	
児童養護施設	県立	100	520,513	405,065	1,152	452	352	県立は民間の 1.81倍	
	民間B	100	215,644	132,281	680	317	195	県立は民間の 1.81倍	

(注)民間施設は、乳児院・児童養護施設のそれぞれ1施設における実績であり、
事業費は、人件費・事務費・事業費の計。